

○公立大学法人福岡県立大学における公益通報に関する規則

法人規則第138号
平成26年11月25日

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下、「法」という。)及び公立大学法人福岡県立大学業務方法書(平成18年法人規程第35号)第26条に基づき、公益通報(以下「通報」という。)の適切な取扱い及び公益通報者(以下「通報者」という。)の保護に関する必要な事項を定め、不正行為等の早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における通報の対象となる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法令及び公立大学法人福岡県立大学(以下「本学」という。)が定める規定に違反する行為
 - (2) その他本学運営上に係る行為で本学に著しい損害を与えるもの
- 2 この規則における「職員等」とは次に掲げる者をいう。
- (1) 本学の役員
 - (2) 本学と雇用関係のある教職員
 - (3) 派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者
 - (4) 本学の大学院生、学部学生、留学生、研究生等大学で教育又は研究指導を受ける者
 - (5) 本学の取引業者
- 3 前項第2号から第5号までの者には、通報の日から1年以内に退職又は業務に従事していた者を含む。

(通報窓口)

第3条 本学における通報に関わる窓口(以下「通報窓口」という。)は、経営管理部長及び理事長が指名する弁護士(以下「弁護士」という。)とする。ただし、経営管理部長が通報の事案に関係するときは、常務理事兼事務局長とする。

(総括責任者)

第4条 通報の処理を総括するため、総括責任者を置き、副理事長をもって充てる。ただし、副理事長が通報の事案に関係するときは、理事長をもって充てる。

(通報の方法)

第5条 職員等は、氏名及び連絡先を明らかにした上で、別に定める様式により、通報窓口

に親展文書（封書）又は電子メールにより通報を行うことができる。

- 2 職員等は、虚偽の通報、個人的利益を目的とする通報、他人を誹謗中傷する通報、不正を目的とする通報その他誠実性を欠く通報を行ってはならない。

（通報の受付）

第6条 通報窓口は、通報を受け付けたときは、総括責任者にその内容を報告しなければならない。

- 2 通報窓口は、通報に係わる相談を受けたときは、必要に応じて通報の処理の仕組み等を説明するとともに、本学に通報の事案に対応する制度等があるときは、必要な案内、説明等を行うものとする。

（通報の取扱い）

第7条 総括責任者は、通報窓口から通報の報告を受けたときは、速やかにその取扱いについて検討し、明らかに是正することが必要なときは、直ちに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

- 2 総括責任者は、事実関係の調査（以下「調査」という。）が必要であると判断したときは、速やかに調査を実施するものとする。
- 3 総括責任者は、本学に通報の事案に対応する制度、委員会等があるときは、必要に応じて、当該制度、委員会等への事案の移送、調査の依頼等を行うものとする。
- 4 総括責任者は、調査結果に基づき、必要な是正措置等を講じるものとする。
- 5 総括責任者は、通報への対応について、随時、理事長に報告するとともに、通報者に対し通報窓口を通じて、通報の取扱い、是正措置等必要な通知、連絡を行うものとする。

（協力義務）

第8条 職員等は、調査に際して協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

（公益通報委員会）

第9条 総括責任者は、通報の処理状況等について、公益通報委員会（以下「委員会」という。）に適宜報告しなければならない。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事兼事務局長
- (4) 経営管理部長

- 3 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

- 4 前2項に関わらず、委員が通報の事案に係る場合は、委員会から除外する。

5 委員会は、総括責任者からの報告に対し、必要に応じて再調査の実施、是正措置等の見直し、又は強化を指示することができる。

(処分等)

第10条 理事長は、次の各号に該当する職員に対し本学の規定等に基づき、必要な処分を行うことができる。

- (1) 通報に係わる法令違反、不正行為等に関与した職員
- (2) 第5条第2項に規定する不正な通報を行った職員
- (3) 通報の処理に際して個人情報等を他に漏らした職員

2 理事長は、通報に関して、必要に応じて公表又は関係機関との協議を行うものとする。

(関係者の除外)

第11条 理事長は、通報に係る職員等をその処理に関与させてはならない。

(通報者等の保護)

第12条 理事長は、通報を行ったことを理由に、通報者又は調査に協力した者に対し解雇(派遣契約その他の契約に基づき本学の業務に従事する者にあつては、契約の解除)、減給、降格その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、通報を行ったことを理由として、通報者又は調査に協力した者に対し、その者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講じなければならない。

3 職員等は、通報を行ったこと、調査に協力したことなどを理由に通報に係る職員等に対して嫌がらせ、不利益な取扱いを行ってはならない。

(秘密の保持)

第13条 通報の処理に係る職員等は、関係者の名誉、プライバシー等を侵害することのないよう配慮するとともに、通報の内容、調査から得られた個人情報等の知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(通報の取扱いに関する周知)

第14条 総括責任者は、通報の方法、通報窓口その他通報に必要な事項を職員等に周知しなければならない。

(事務)

第15条 通報の取扱い等に関する事務は、経営管理部において行う。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、通報の取扱い等に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、総務人事委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。